



平和と独立を求める民衆の「決意」を伝える
神道ジャーナリズム誌

■ 本号の内容

〔主張〕「国旗損壊罪」新設に反対する（木川智）：1／〔連載〕
児玉誉士夫を君知るや 児玉誉士夫の天皇論を読み解く①②（木川智）：4／花
瑛塾令和三年一月・二月活動報告：6／〔連載〕記録沖繩戦⑩ 軍民・日米それ
ぞれの視点から（沖繩戦史研究会「棒兵隊」）：12／〔談話室〕「天皇陛下万歳」
と「天皇弥栄」と（星野克彦）：17／〔連載〕葦津珍彦と神道ジャーナリズム
「時の流れ」を読み解く①②（鎌倉佐助）：18／編集後記：20

1部 1000円

「国旗損壊罪」新設に反対する

神苑の決意 木川智

〔主張〕 本年一月下旬、高市早苗議員ら自民党の保守系議員グループのメンバーが同党下村博文政調会長を訪れ、「国旗損壊罪」新設のための刑法改正案の国会提出を申し入れ、了承された。高市議員らはこれをうけ、今後各党に呼びかけ議員立法として国会への共同提出を目指すとしている。

「国旗損壊罪」新設の動きは、今回が初めてではない。

平成二十四年の民主党政権下において、やはり高市議員ら野党時代の自民党の保守系議員グループが中心となり、「国旗損壊罪」新設のための刑法改正案

が国会提出されている。しかし同改正案は衆議院の解散総選挙などもあり、審議されないまま廃案となった経緯がある。

今回も「国旗損壊罪」の成立は、微妙な情勢である。

公明党も含め与党内には「国旗損壊罪」への疑義が根強く、高市議員らがそもそも改正案を国会提出にまでこぎつけることができるかどうか不透明である。また仮に改正案が国会に提出されても、現在のコロナ禍の情勢で審議に付されるかどうかとも判然としない。前回同様、廃案になる可能性は相当に高

い。
しかし、そうであったとしても、「国旗損壊罪」新設の動きそのものが大変危うく、また愚かしい。「国旗損壊罪」新設にきっぱりと反対する。

■ 「国旗損壊罪」の内容

今回の改正案の内容も平成二十四年の改正案と全く一緒である。

高市議員は月刊誌『正論』平成三十年十月号において、刑法で「外国国章損壊罪」が制定されていな